

## 第 27 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 10 月 25 日（火）午前 9 時 35 分から午前 10 時 18 分

2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	2 番	池亀 昭次	3 番	中里 安男	
	4 番	古市 道則	6 番	中峰 義哉	
	8 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	10 番	白川 秋信	12 番	小山 重和	

4. 欠席委員 1 番 寺田 誠

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の平成 25 年度第 30 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 27 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨を通知することの承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係主任	日高 隆一郎

7. 会議の概要

事務局 開会の前に本日、欠席届が会長のほうに届いております。1 番の 寺田 誠 委員であります。

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。



取消しの理由につきましては、借受者は、農業経営基盤強化促進法での利用権設定を行っていたところですが、農地中間管理事業への載せ替えのため合意解約するものでございます。

整理番号2番は、利用権設定をする者は南種子町〇〇××番地 C、利用権設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 D。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。

現況地目は 畑、面積は 5,057 m<sup>2</sup> であります。

取消しの理由については、借受者は、農業経営基盤強化促進法での利用権設定をしておりましたが、農地中間管理事業への載せ替えのため合意解約するものでございます。

整理番号3番は、利用権を設定する者は南種子町〇〇××番地 E。利用権設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 F。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。

現況地目は 畑、面積は 3,401 m<sup>2</sup> であります。

取消しの理由につきましては、贈与による所有権移転により、取消しをするものでございます。

以上、1号議案について承認を求めますのでございます。よろしく審議方お願いいたします。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
（「はい。」の声あり）

議 長 はい、白川委員。

10番委員 えっと、3ページの1番上なんですけど、これ始期が平成26年3月1日、終期が平成32年2月27日ですよ。

事務局 はい。

10番委員 これが5年間になるんですか。6年間か5年間か、始期か終期が違うのかはつきりさせてください。

事務局 すみません。後で確認してご報告いたします。

議 長 他にありませんか。

今、白川委員が言った設定期間の5年間というのは、資料に記載された始期から終期の期間を見ますと6年になっていますが、事務局が確認した上で後もって報告いたしますとのこと。

10番委員 はい、お願いします。

議 長 に異議はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成28年度第27号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号は、農用地利用集積計画の承認について、平成28年10月31日を公告日とする農用地利用集積計画 農地中間管理権31件を定めたいので承認を求めるものでございます。

資料11ページをお開きください。農地中間管理権の総括表です。

公告日は平成28年10月31日で、期間の始期を平成28年12月1日、終期が平成33年11月30日の5年間存続が9件で、田 10,731㎡、畑 51,109㎡の申請であります。

期間の始期を平成28年12月1日から終期が平成38年11月30日の10年間存続が22件で、田 32,993㎡、畑 307,116㎡の申請であります。

12ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

利用権設定を受ける者が公益財団法人 鹿児島県地域振興公社で、利用権設定をする者は南種子町〇〇××番地 Gさん 外30名の方でございます。

全体では、田が34筆 43,714㎡、畑が95筆の358,225㎡となっております。資料19ページからの個別の資料の存続期間の方については、お目通しをお願いいたします。

また、整理番号1・4・6・7・8・9・18・25・26・27・28・29番については、利用権設定をする者の氏名と字図等の所有者氏名が違うことから、それぞれの相続関係説明図を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、整理番号30番のH氏の所有する農地の地番については、現在法務局に登記申請中であり、分筆予定地番であります。92ページに字図を、93ページには分筆予定地番を添付しております。お目通しをお願いします。

なお、全体の個別の資料につきましては19ページから74ページに、字図につきましては75ページから93ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上、31件の利用権設定を受ける者は、経営規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、2号議案について承認を求めるものであります。よろしく願いいたします。説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
 (「はい。」の声あり)

議 長 はい、白川委員。  
 10 番委員 はい、度々すみません。権利の種類のところ、「賃貸借権」という「権」の字が入っているのと、入っていないのとあるんだけども、これはこれで良いんですか。

議 長 それは何ページですか。  
 10 番委員 はい、12 ページには「賃貸借権」という「権」の字は入ってませんよね。「権」という字ですよ。ところが他のページを見ると、「権」という字が入っているのと入っていないのとあるんですが、これはこれで良いんですか。

議 長 事務局。  
 事 務 局 はい。  
 議 長 懇談に入ります。  
 議 長 懇談を解きます。  
 議 長 はい、この件につきましては、県に確認の上、どちらかに表現を統一していきたいと思えます。よろしいですね。

議 長 他に質疑ありませんか。  
 (「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 2 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 「権利の種類」の件については、「貸借権」であるか、「賃貸借」であるか等を、後もって確認したいと思います。

議 長 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・E、譲受人・I 外 2 件、事務局より議案第 3 号の説明をお願いします。日高主任。  
 事 務 局 資料 95 ページをお開きください。  
 議案第 3 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が 3 件です。整理番号 1 番から、資料を読み上げます。  
 整理番号 1 番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 E さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 I さんです。  
 土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は 6,105 m<sup>2</sup>。  
 他に、同字に 2 筆、〇〇字△△に 5 筆の 合計で 8 筆、地積合計は 27,901 m<sup>2</sup> です。  
 所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、96 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は99 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 J さん。譲受人が中種子町〇〇××番地 K さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は330㎡です。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、97 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項第1号につきましては、中種子町農業委員会に耕作状況について確認をしています。

また、第5号については、経営農地 4,983㎡を証明書のほうで確認していますので、今回取得する農地 330㎡と合わせまして下限面積の50アールを超えます。よって、全てにおいて該当しないため、許可要件を満たすと考えます。参考資料は103 ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 L さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 F さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は912㎡。

所有権移転で、交換によるものです。

この件につきましては、98 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は105 ページから添付しています。

以上、3件につきましては、10月11日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号1番、古市委員。

4番委員 　　はい。譲渡人の E さんと譲受人の I さんは親子でして、まあお父さんの E さんのほうが年ということで、また、この頃身体の調子が悪くて入院している状態で、まあ早く名義を変えておくと後々が大変だということで、贈与に踏み切りましたので、よろしくをお願いします。

議長 　　整理番号2番に関しては、寺田委員が欠席のため、農地部長をお願いします。

農地部長 　　整理番号2番の案につきましては、寺田委員が本日、欠席ということで、私のほうに説明をお願いしたいということで電話がありましたので、説明をしたいと思います。

譲渡人・J さん(90歳)、譲受人・K さん(83歳)は兄弟でございます。今回、J さんから K さんへ贈与ということでの、申請でございます。

この案件の農地につきましては、〇〇の〇〇ホテルの前から、M さん、

N さん との相中を入れて、O 君の家に入る途中にあります農地でございます、面積的には 330 m<sup>2</sup> でございますが、現在、K さん から依頼を受けて、管理につきましては、P さん が農地の管理をしていらっしゃるようでございまして、綺麗に整地がされて、農地を菜園として利用している状況でございます。まあ特別問題はないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 整理番号3番については、私のほうより説明いたします。

5番委員

L さん、それから F さん は〇〇集落におりまして、F さん のお父さんの代で構造改善をして、耕作を5・6年ぐらひやっておりますが、それから L さん が、Q さん の作っている畑の中に名義が残っているということで、色々問題があつた土地でありまして、今度これを、L さん のほうから名義を早く直してもらいたいということで、色々、農業委員会にも何回か足を運ばれていた訳ですけれども、今回、F さん に、経営移譲をしていたのでありまして、いずれ F さん が名義を変えるということで、相成つたところです。今回、名義変更が出来まして良かったなというふうに思つているところでございまして。皆さま方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

議 長 以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
(事務局より挙手あり)

事務局 よろしいですか。

議 長 はい。

事務局 整理番号2番についてですが、高田委員の説明から現在の管理者は、P さん ということでしたが、R さん に訂正いたします。

議 長 正しくは、R さん でございます。

議 長 はい。他にありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、を議題にします。事務局より説明をお願いします。

なお、整理番号2番について、池亀委員が農業委員会法第24条 議事参与の制限に該当することになりますので、池亀委員の退場を求めます。  
(池亀委員、退場)

議 長 事務局より整理番号2番の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第4号は農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、決定をしたいので議決を求めるものです。資料は107

ページからになります。

整理番号2番ですが、所有者は鹿児島県熊毛郡南種子町〇〇××番地S。

土地の所在が、〇〇字△△××番、畑で1,498㎡になります。

この1筆につきましては、利用状況調査の結果から、再生困難な農地と判断し、既に森林化の様相を呈しておりますので、農地への復元が著しく困難である農地と判断できる土地でございます。平成28年5月10日の現地調査において、会長・高田農地部長・月担当委員、それから職員3名で現地確認をしております。

農地・非農地の判断につきましては、平成26年度の農地法の改正により、農業委員会は市町村からの依頼を受けることなく、総会や農地部会において、農地・非農地判断ができるようになっておりますので、今回提案させていただいたところでございます。農地への復元が困難と判断できませんので、承認を求めるものです。よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号 整理番号2番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。整理番号2番については、原案どおり決定いたしました。

議 長 池亀委員の入場を求めます。

(池亀委員、入場)

議 長 次に、(議案第4号) 整理番号1番、3番から30番までの説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第4号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものでございます。資料は107ページからになります。

整理番号2番を除く、整理番号1番から整理番号30番につきましては、横浜市〇〇△△××番地 Tさん、外28件です。

土地の所在は、〇〇字△△××番、田の571㎡、外47筆になります。地積の合計が、54,772㎡になります。

この48筆につきましては、本人からの問い合わせや利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に森林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地でございます。

また、5月10日・8月10日・10月11日の現地調査において、会長・高田農地部長・月担当委員・職員等で現地確認をしております。

農地・非農地の判断につきましては、平成 26 年度の農地法の改正により、農業委員会は、市町村からの依頼を受けることなく、総会や農地部会にて、農地・非農地判断ができるようになってきているところです。

今回、提案させていただきました 48 筆 につきましては、農地への復元が困難と判断できますので議決をお願いするものです。

以上、承認を求めるものです。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 4 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 4 号 整理番号 1 番、3 番から 30 番については原案どおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。